

こども家庭センターを設置します！

母子保健について=母子保健課 ☎229-4125 ☎225-1291
児童福祉について=こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218



市内在住の妊産婦、子育て世帯、子どもたちに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。専門的な相談を受けることができるように、資格を持った職員を配置していますので、一人で思い悩まずに気軽に相談してください。

相談窓口（平日 午前8時30分～午後5時15分）

①母子保健(母子保健課 総合保健センター内)

母子保健課(新設)の専門職が、各種健診や訪問指導等を行い、妊娠・出産・育児・発育発達などの相談に応じます。

相談方法…窓口・電話・訪問

連絡先…☎229-4125

これまで健康づくり支援課で行っていた母子保健事業を新設する母子保健課で行います。

②児童福祉(こども家庭課)

●家庭児童相談

家庭児童相談員等が、発達、ことば、学校生活、家族関係など子どもに関する相談に応じます。

相談方法…窓口、電話

連絡先…☎224-5821

●児童虐待防止 SOS センター

親に叩かれる、子どもが可愛く思えない、ひどいことを言うてしまうという場合、または、虐待されている可能性のある子どもについて相談したい場合はご連絡ください。平日(午前8時30分から午後5時15分)以外の時間帯は児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189にお問合せください(虐待に関する通告・相談のみ)。

相談方法…窓口、電話(匿名可。秘密は守ります)

連絡先…☎0120-283-505

川越市子育てファミリー応援給付金

こども政策課 ☎224-6278
☎223-8786



1歳未満の乳児の保護者で、支給申請時に、対象乳児と共に川越市内に住所を有する方に対し、申請により現金1万円を支給します。出産後、期限内に忘れずに申請してください。また、令和5年中に支給要件を満たした方で、未申請の方はお早めに申請してください。支給は対象の子ども一人につき1回限りです。

受付期間…子どもが満1歳の誕生日前日まで

申請方法…出生・転入届の窓口で配布するリーフレットに記載の二次元コードから電子申請、または同時に配布する申請書に必要事項を記入し、郵送または直接同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所

*上記給付金とは別に、埼玉県の「コバトンベビーギフト」(10,000円相当のギフト)も申請できます。

ただし、すでに県内の他の市町村で申請済みの方は対象外です。



コバトン

児童扶養手当等の支給額が変わります

児童扶養手当について=こども家庭課 ☎224-5821 ☎225-5218
特別児童扶養手当について=こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786



児童扶養手当と特別児童扶養手当の額は、物価変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられています。令和5年全国消費者物価指数の物価変動率(+3.2%)が公表されたことを踏まえ、4月から次のとおり支給額が改定されます。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などひとり親に該当する方や子どもを育てている父または母に一定の障害がある方に支給される手当。

児童扶養手当の支給額

子の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人目	45,500円	10,740円～45,490円
2人目加算額	10,750円	5,380円～10,740円
3人目以降加算額	1人につき6,450円	1人につき3,230円～6,440円

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子を育てている方に支給される手当。

特別児童扶養手当の支給額

障害の状態	月額(1人あたり)
1級(重度)	55,350円
2級(中度)	36,860円

これからも国保を安定して運営するために



～国民健康保険税(国保税)の税率等を改定しました～ 国民健康保険課 ☎224-5833
☎224-7318

市では、令和5年度に「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書」を改定し、令和6年度から8年度までの3年間で、約9億9千万円の赤字削減を保険税率の見直し等によって行うこととしています。今後も国保の安定的な運営のために、令和6年度課税において、保険税率等の改定を以下のとおり行いました。

令和6年度保険税率等

国保税は、医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護保険分の3つの区分ごとに求めた合算額が年税額となり、世帯主が納税義務者となります。

それぞれの区分は、前年中の所得に基づいて計算する所得割額と、一人当たり定額の均等割額から構成されます。

また、区分ごとに課税額の上限となる課税限度額があります。

区分	課税内訳	令和5年度	令和6年度	差
医療保険分	所得割税率	7.35%	7.25%	-0.10%
	均等割額(1人当たり)	27,500円	31,000円	3,500円
	課税限度額(1世帯当たり)	65万円	65万円	-
後期高齢者支援金等分	所得割税率	2.40%	2.40%	-
	均等割額(1人当たり)	9,400円	11,200円	1,800円
	課税限度額(1世帯当たり)	20万円	22万円	2万円
介護保険分(40～64歳までの方が対象)	所得割税率	2.00%	2.00%	-
	均等割額(1人当たり)	12,300円	13,600円	1,300円
	課税限度額(1世帯当たり)	17万円	17万円	-

区分ごとの計算式(所得割額と均等割額を合計し、100円未満を切り捨て)

所得割額…(総所得金額等-基礎控除額43万円)×所得割税率(加入者ごとに計算し、世帯で合算)

均等割額…均等割額(1人当たり)×国保加入者の人数(世帯で合算)

モデルケースでの年間国保税額の試算



- 1人世帯(68歳单身)
- 年金収入110万円(所得0円)
- 介護保険分はなし

令和5年度	11,000円 (均等割7割軽減)
令和6年度	12,600円 (均等割7割軽減)
差額	+1,600円



- 2人世帯(68歳夫婦)
- 世帯主=年金収入200万円(所得90万円)、配偶者=年金収入60万円(所得0円)
- 介護保険分はなし

令和5年度	82,600円(均等割5割軽減)
令和6年度	87,400円(均等割5割軽減)
差額	+4,800円



- 3人世帯(45歳夫婦、中学生)
- 世帯主のみ給与収入350万円(所得237万円)
- 介護保険分はあり(2人)

令和5年度	363,100円
令和6年度	379,700円
差額	+16,600円

* 令和6年度の具体的な税額は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主へ発送する国民健康保険税納税通知書を確認してください。

健康寿命の延伸を目指して

国保に加入している皆さんの健康増進と健康寿命の延伸を目指し、次のような取り組みを進めています。

■ 特定健康診査・特定保健指導

メタリックシンドロームに着目した健康診査(特定健診)を、40歳以上の加入者を対象に行っています。また、特定健診の結果から生活習慣病になるリスクが高い方へ、特定保健指導として生活習慣の見直しをサポートしています。ぜひ特定健診を受診しましょう。無料で受けられるセットや受診者の中から抽選でプレゼントが当たるキャンペーンも行っています。

また、特定健診を受けずに自費で受けた人間ドック等の費用の一部助成も行っています。

■ 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病が重症化し人工透析へ移行することを防ぐため、リスクのある方を対象に、医療機関への受診勧奨や、専門職による保健指導を無料で行っています。

■ 脳ドックの費用助成

脳血管障害、脳腫瘍などの疾患を早期に発見し、その後の必要な対応や生活改善に生かせる脳ドックに対して、受検日時点で40歳以上74歳以下の加入者を対象に、費用の助成を行っています。

戸籍証明書のコンビニ交付サービス が始まりました！

市民課 ☎224-5747 ☎225-5371



マイナンバーカード(個人番号カード)を使って、全国のコンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機(マルチコピー機)で、戸籍証明書が取得できるようになりました。

利用できる方…現在、川越市内に本籍があり、有効な利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカードをお持ちの方

利用可能時間…午前6時30分から午後11時まで(土・日曜日、祝・休日、年末年始も利用できませんが、メンテナンス時は利用できません)

取得可能な証明書…戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し



民法等の一部を改定する法律 について

市民課 ☎224-5747 ☎225-5371

民法の嫡出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律が4月1日(月)から施行されたことに伴い、以下の点が変更になりました。

- 女性の再婚禁止期間が廃止
- 婚姻の解消等の日から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定される
- 嫡出否認権が、夫に加え、子および母にも認められる
- 嫡出否認の訴えの出訴期間が、1年から3年に延長

川越市パートナーシップ宣誓 制度のリニューアル



男女共同参画課 ☎224-5723 ☎224-6705

4月から制度の名称を「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」として、次の点が変更になります。



ファミリーシップの宣誓

パートナーシップにある性的少数者カップルと生計同一の家族(子、親等)を、ファミリーシップにある方として市に宣誓できるようになります。

これにより、宣誓した二人にお渡しする宣誓書受領証等には、ファミリーシップにある方の氏名を記載することができます。

パートナーシップ制度に係る連携に関する協定

協定する市町村間で、パートナーシップ制度の利用者が転居した場合に、簡易な手続で引き続き制度を利用できるようにします。

4月12日(金)に本市を含む県内の62市町村で協定締結式を行います。

デマンド型交通「かわまる」 予約に関する運用変更



交通政策課 ☎224-5519 ☎225-9800

デマンド型交通かわまるの予約受付期間および予約上限件数について、4月1日(月)から運用を変更します。

	変更前	変更後
予約受付期間	利用日の2週間前から予約可能	利用日の1週間前から予約可能
予約上限件数 (1人あたりの電話・WEB予約合計)	10件	6件

ナラ枯れ防除対策支援補助金制度を始めます

農政課 ☎224-5939 ☎224-8712



ナラ枯れによる被害木またはナラ枯れの被害を受けるおそれのある樹木に対する防除対策にかかる費用の一部を補助します。

詳しくは市ホームページまたは電話でお問い合わせください。補助金の交付申請は、同一年度で1回限りです。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了。

受付期間…4月1日(月)~11月29日(金)

対象…市内の森林法第5条森林を所有または管理する方、

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会が認定する市内在住の実践農業者

補助額…補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは切り捨て)とし、20万円を超えない額



春の全国交通安全運動を実施

防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

4月6日(土)から15日(月)は、春の全国交通安全運動期間です。一人ひとりがいつも以上に安全運転を意識し、事故防止に努めましょう。

昨年市内で発生した交通死亡事故は、交差点での自転車やバイクの事故が多くみられました。ドライバーの方は、横断歩道を通る際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは横断歩道の手前で一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。

春の全国交通安全運動出発式・街頭広報

川越市交通安全推進協議会主催。雨天中止。

日時…4月5日(金)午前10時～

会場…ウエスタ川越 交流広場

KEEP38 プロジェクト

埼玉県警察では道路交通法第38条で規定された横断歩道での歩行者の優先義務の順守を促進しています。



みどりを増やす活動にご協力を

環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

市では、潤いと安らぎのあるまちとするため、みどりを増やすさまざまな活動を応援します。

緑の募金(家庭募金)にご協力を

自治会を通じて募金を行います。

期間…5月1日(火)～31日(金)

「川越市緑の基金」にご協力を

市独自で基金の積み立てを行っています。募金箱は、市役所受付(本庁舎1階)と同課(本庁舎5階)にあります。募金した方には花の種をプレゼントします。

市民花壇

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに市から支給する花の植え替えや、水やり・除草などをお願いしています。新たに市民花壇の指定を希望し、花壇工事を伴う場合は、8月30日(金)までに申請してください。



市民の森指定

個人などが所有する樹林に、散策路や休憩施設などを整備し、市民の皆さんの憩いの場とするため「市民の森」を指定しています。



始めませんか? 「緑のカーテン」

建物の前面にネットを張り、アサガオやゴーヤなどで作る緑のカーテン。夏場の室温の上昇を抑えるには今が始めどきです。自宅や職場で取り組んでみませんか?

自治会に加入しましょう!

地域づくり推進課 ☎224-5705 ☎224-6705

自治会は、住みよい豊かなまちづくりを目指して、環境美化・防災・防犯など、さまざまな活動を地域で行っている自主的な団体です。

自治会に加入し、地域の活動に参加してみませんか。お住まいの地域の自治会が分からない方は、同課にお尋ねください。

地域の国際化貢献事業補助金



国際文化交流課 ☎224-5506 ☎224-8712

多文化共生や国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に、予算の範囲内で補助金を交付します。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了。

受付開始日…4月8日(月)午前8時30分～

対象…青少年などを海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介など、市民の国際交流や国際理解を促進する事業▶教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際協力を展開する事業▶日本語指導・通訳などのボランティア活動を通じて、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する事業
補助額…上限4万円(補助率2分の1)

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助



食品・環境衛生課 ☎227-5103 ☎224-2261

飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施する方へ、手術費用の一部を補助します。

受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了。

申請期間…第1期=4月1日(月)～9月30日(月)▶第2期=10月1日(火)～来年2月28日(金)

申請できる方…市に住民登録がある方

対象となる猫…市内に生息し、飼い主がいなかったことを確認した猫(飼い猫は対象外)で、協力動物病院で不妊・去勢手術(併せて片耳にV字カット)を受ける猫

補助額…不妊手術(メス)=1匹につき7,000円▶去勢手術(オス)=1匹につき4,000円

*上記を限度額とし、手術費用が限度額に満たないときは、手術費用とします。

申し込み…同課(保健所1階)で配布する申請用紙に必要事項を記入し直接同課

*必ず手術前に申請してください。

各種計画を策定しました

詳しくは、各担当課・市ホームページなどで確認できます。

■川越市障害者支援計画(計画期間は令和6～8年度)

「自分らしく、よりよく生きる 自立と共生のまちの実現」を目指した計画です。



担当課…障害者福祉課 ☎224-6307

■川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画(計画期間は令和6～8年度)

「住み慣れた地域で、見守りながら・支え合いながら、健幸で安心して暮らせるまちの実現」を目指した計画です。



担当課…地域包括ケア推進課 ☎224-6087

■第二次川越市自殺対策計画(計画期間は令和6～10年度)

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指した計画です。



担当課…保健予防課 ☎227-5102

訪問購入のトラブルが増加しています

広聴課 ☎224-6160 ☎222-5454

購入業者が自宅に来て不要な物品を買い取る「訪問購入」に関する相談が増加しています。「洋服1枚から買い取る」と言い、家に入ると「不要な貴金属はないか」と言われ、「ない」と言っても出すまで帰ろうとせず、強引に大事な指輪やアクセサリを不当に安い価格で持って行ってしまった、というような相談が増えています。

購入業者から電話がかかってきても安易に訪問を承諾せず、突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。消費に関わる相談は消費生活センター ☎224-6162にお尋ねください。

土地区画整理事業環境影響評価準備書等の縦覧と説明会

環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

坂戸都市計画事業(仮称)坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業環境影響評価 準備書等の縦覧および説明会を行います。また、準備書に対する意見書を提出することができます。

縦覧期間…4月9日(火)～5月10日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所…同課(本庁舎5階)・埼玉県環境政策課 ほか

■準備書に関する説明会(当日直接会場)

日時…4月18日(木)午後1時30分～

会場…名細公民館会議室1・2号

意見書の提出方法…同課または縦覧場所にある意見書に必要事項を記入し、5月24日(金)(必着)までに郵送・ファクス ☎283-1685または直接、坂戸市役所都市計画課(〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1)にお尋ねください。

問い合わせ…坂戸市役所都市計画課 ☎283-1331

川越市都市計画審議会を開催



都市計画課 ☎224-5945 ☎225-9800

川越市都市計画マスタープランの改定についてなど。当日直接会場にお越しください。

日時…4月19日(金)午後2時～

会場…中央公民館3階

定員…傍聴は先着5人

申し込み…受け付けは午後1時40分～

「偽」セキュリティ警告に気を付けて!

広聴課 ☎224-6160
☎222-5454

大きな音や画面に惑わされずに冷静になって、パソコンの再起動などをしてみましょう。画面に表示された連絡先には絶対に連絡してはいけません。

消費に関わる相談は消費生活センター ☎224-6162にお尋ねください。



© 埼玉県消費生活課

浄化槽への補助

環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

補助金が予算額に達した時点で終了します。

家庭用合併処理浄化槽への転換補助

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処

理浄化槽への転換をする方に、設置費、撤去費および配管費の一部を補助します。

申請期間は4月1日(月)から来年2月14日(金)まで。

家庭用合併処理浄化槽の維持管理補助

浄化槽を新たに設置した場合、使用開始3

か月を経過した後の5か月間に「設置後の水質検査(7条検査)」を受け、その後は毎年「定期検査(11条検査)」を受ける義務が生じます。

浄化槽を適正に維持管理するため、保守点検・清掃・法定検査を実施している方に、補助金を交付します。

申請期間は、保守点検の契約最終日の翌日から3か月以内または、来年3月25日(火)のいずれか早い日までです(契約最終日が来年3月の場合は3月3日(月)から可)。

対象区域…下水道処理区域(下水道が使える区域)以外

*申請は、平成26年度以降最初に申請した年度から翌々年度末までできます(上限3回、同26年度から令和3年度までに申請した方は今年度以降申請できません)。



雨水対策施設の設置補助

下水道課 ☎223-0331 ☎223-0208

雨水が河川等へ流れ込むのを一時的に抑えたり、ためた雨水を有効利用するための雨水対策施設(仮設建築物を除く)を設置する方に費用の一部を補助します。

対象の雨水対策施設は、市の基準を満たす、浸透ます(4基まで)・小型貯留槽(2基まで)です。規格に適合しない物は、補助の対象とならない場合があります。補助には、工事着工前の申請が必要です。

詳しくは、市ホームページまたは同課(上下水道局庁舎1階)で配布するパンフレットを確認してください。



生ごみ処理機器の購入費補助

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助金を交付します。対象は市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方です。なお、機器はコンポスト容器、EM容器、電気式生ごみ処理機が対象です。

補助を受けるには、購入前に申請が必要です。受け付けは先着順で、定数になり次第終了します。



放射性物質やアスベストの調査を行っています

環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

放射性物質測定

●放射線測定器貸し出し(要予約)

大気中の放射線量測定ができる測定器の貸し出しを引き続き実施しています。予約は電話で受け付けています。

貸出機器…環境放射線モニターPA-1000Radi(シンチレーション式)

●持ち込み食品の放射性物質簡易測定(要予約)

市民の皆さんが持ち込んだ食品に含まれる放射性物質の簡易測定を引き続き実施しています。

予約は電話で受け付けています。

測定機器…(株)テクノエーピー製・TN300B(NaIシンチレーションスペクトロメータ)

■石綿(アスベスト)に関するお知らせ

大気汚染防止法により、建築物・工作物の解体や改修工事を行う場合には、石綿使用の有無について事前に調査し、その結果を解体等工事の場所へ掲示することが義務付けられています。

また、一定規模以上の解体等工事を行う場合には、事前調査の結果を市に報告することが必要です。なお、令和5年10月以降に着手する建築物の解体等工事については、有資格者による事前調査が必要となりました。

石綿の使用が判明し、対象作業を行う場合には、作業内容の掲示や石綿飛散防止対策の実施が必要です。石綿の除去等には、専門的な技術が必要ですので、専門業者に相談してください。

対象作業…①吹き付け石綿、②石綿を含有する断熱材等、③石綿を含有する成形板等が使用されている建築物・工作物の解体作業や改造・補修作業

■大気中の石綿濃度調査結果

石綿による大気汚染の状況を把握するため、環境省が作成したマニュアルに従って調査を実施しました。石綿以外の繊維を含む総繊維数濃度について高い濃度は見られませんでした。



吸込下水槽に補助

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

市では、下水道未整備地域に住んでいる方の、生活雑排水を処理する吸込下水槽に対し補助金を交付しています。補助金が予算額に達した時点で終了します。なお、吸込下水槽は浄化槽とは別のもので、



住宅改修費用の一部を補助

地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事費用の一部を補助します。補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。必ず交付決定後に着工してください。詳しくは市ホームページをご確認ください。

* 事前申請期間内で申請額が予算の範囲を超えた場合は、公開抽選で交付対象者を決定します(抽選を行う場合は、日時および場所等を申請者に通知します)。

事前申請期間…前期=4月10日(水)~17日(水)▶中期=7月3日(水)~10日(水)▶後期=11月6日(水)~13日(水)

補助額…改修工事に要した費用(消費税を除く)のうち5%に相当する額で、5万円を限度(千円未満切り捨て)

産業振興課 ☎224-5934
☎224-8712



対象…次のすべてに該当する方①川越市に住民登録がある、②リフォームする住宅の所有者でその住宅に居住している、③市税に滞納がない、④過去に同制度を利用していない

対象工事…次の全てに該当する工事①市内施工業者が行う20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事、②前期=8月15日(水)まで、中期=10月31日(水)まで、後期=来年3月14日(金)までに完了する工事

申し込み…同課(本庁舎5階)または市ホームページにある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて電子申請または直接同課

令和6年度固定資産評価額等が確認できます

資産税課 ☎224-5642
☎226-2539



土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が、自己の所有する土地・家屋の評価額について、他と比較して適正であるかを確認できます。

縦覧期間…4月1日(月)~5月31日(金)(土・日曜日、祝・休日を除く)

対象…納税者、同一世帯の親族、納税管理人、納税者の委任状(法人の場合は代表者印のある物)を持つ方

固定資産課税台帳の閲覧

自己の所有する土地・家屋・償却資産の課税内容を確認できます。上記縦覧期間内は「^{なよせ}名寄帳兼課税台帳の写し」を無料交付します。

対象…固定資産の所有者、同一世帯の親族、納税管理人、所有者の委任状(法人の場合は代表者印のある物)を持つ方

縦覧・閲覧の会場は同課(本庁舎2階)です

持ち物…本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード)、前年度納税通知書等
* 固定資産の所有者が亡くなっている場合、次の書類が必要です。

① 所有者(被相続人)の死亡の事実が記載された戸籍謄本、除籍謄本等(住民票は不可)、②申請者(相続人)と所有者(被相続人)の相続関係が確認できる書類(戸籍謄本、除籍謄本、公正証書遺言等)

「名寄帳兼課税台帳の写し」は郵送でも請求できます

市ホームページにある申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の写し・切手を貼った返信用封筒・委任状等(お持ちの方)を同封の上、5月31日(金)(必着)までに郵送で〒350-8601川越市役所資産税課

自立相談支援センターにご相談ください

生活福祉課 ☎224-5784
☎224-6148

自立相談支援センターでは、専門の支援員が寄り添いながら、生活で困っている方の相談に乗り、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っています。お金(家計)や仕事、住まいの事などでお困りの場合は、できるだけ早く予防策を講じ、その状況が複雑・深刻になる前に問題解決を図ることが重要です。次のような事でお困りの方は、同センターまでお尋ねください。



- 収入がない、年金だけでは生活が難しい
- 仕事が見つからない、就職活動の仕方が分からない
- 家賃が払えない、住居確保給付金について知りたい
- 税金や光熱水費が払えない、借金の支払いが大変
- 家計を見直したい
- 子どもに勉強をさせてあげたいが、お金に余裕がない
- どこに相談してよいか分からない

自立相談支援センターの案内

所在地…脇田本町8-1 U PLACE 3階
市民サービスステーション内

開設日時…月~土曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前9時30分~午後6時15分

問い合わせ ☎293-9413 ☎293-9419

高齢者の生きがい・生活を支援します



* 市内に住所がある方が対象です。

■敬老マッサージサービス

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年度に1回、無料で受けられる利用券を交付します。

対象…70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

交付場所…同課、市民センター、川越駅西口連絡所

■健康ふれあい入浴利用券

入浴施設を利用する際に1回200円を補助する利用券を交付します(年度内6回分)。利用可能施設についてはお尋ねください。

対象…65歳以上の方

交付場所…同課、市民センター、川越駅西口連絡所

■市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

70歳以上の方に割引運賃または無料で乗車できる特別乗車証を交付します。

料金…1乗車100円(90歳以上無料)

交付場所…同課、市民センター、川越駅西口連絡所

* 障害のある方については、障害者福祉課(☎224-5785 ☎225-3033)にお尋ねください。

■介護支援いきいきポイント事業

市の指定する介護関連施設などでボランティア活動を行うと、その実績によってポイントがたまります。たまったポイントは、翌年度に最大5,000円の奨励金または市の特産品などと交換できます。

対象…65歳以上(川越市介護保険の第1号被保険者)

■消防局へ直通の緊急通報システムの貸与

対象…1人暮らし(8時間以上1人になる方を含む)

などで、慢性疾患により常時注意を要し、固定電話回線がある、おおむね65歳以上の方

経費…1人暮らしの方は設置工事料無料。8時間以上1人になる方等の世帯は、世帯の所得状況により自己負担あり

■配食サービス

1日1食(昼食または夕食分)、週4食まで。調理された食事を自宅に届け、安否を確認します。

対象…在宅で、老衰、心身の障害、疾病等の理由により調理や買い物が困難な方のうち次のいずれかの要件を満たす65歳以上①1人暮らし、②家族等が疾病・就労等の理由で食事の支援を受けることが困難

経費…1食当たり500円

* このほかにも事業を実施しています。詳しくは、同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所で配布する高齢者サービスのしおり、または市民のしおり、市ホームページを確認するか、お尋ねください。

高齢者いきがい課 ☎224-5809 ☎229-4382

■要介護高齢者手当の支給

対象…在宅で要介護3~5の65歳以上(医療保険での入院は対象)の方

支給額…月額8,000円(申請月から支給します)

■紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

対象…在宅の要介護1~5で、常時失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な65歳以上(要介護1~3の方は、要介護認定調査資料に基づき、受給の可否を判断します)の方

■訪問理美容サービス

理・美容師が高齢者の居宅を訪問し、調髪・カットを行います。

対象…在宅で、要支援・要介護認定を受けている、理・美容院へ行くことが困難な65歳以上の方

経費…1回当たり2,000円

利用回数…年度内4回(申請月により回数が異なります)

■成年後見制度の利用支援

川越市成年後見センター(オアシス3階)で、成年後見制度の申し立て手続きの支援や関係機関の案内などを行います。

連絡先…川越市成年後見センター ☎225-5703

☎226-7666

■生活管理指導員等派遣(ヘルパー)

日常生活の支援等を行います。

対象…要支援・要介護認定等を受けていない、日常生活が困難な65歳以上の方

経費…所得税額により異なる(1時間につき、無料~580円)

利用回数…週1回1時間以内

■居宅改善費助成

手すり設置や段差解消などの居宅改善費用の一部を助成します。助成を受けるには申請が必要です。なお、助成決定前の着工は無効です。

対象…要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下の方

助成額…対象経費の3分の1(限度額10万円)

広報川越に広告を掲載できます！



広報室 ☎224-5495 ☎225-2171

広報川越では、新たな財源の確保と地域経済の活性化を目的として、広告を掲載しています。

発行部数は約16万8,000部。市民の皆さんに広告効果が期待できる広報川越に広告を掲載してみませんか。

▲ 広告取扱業者

広告代理店…(株)ジチタイアド

住所…福岡県福岡市中央区薬院1-14-5

MG薬院ビル7階

電話…☎092-716-1401

広告掲載の費用や申し込み等については直接、(株)ジチタイアドにお尋ねください

▲ 掲載できない広告（広告掲載要綱から抜粋）

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③政治性又は宗教性のあるもの
- ④個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- ⑤消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑥青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- ⑦良好な美観風致を害するおそれのあるもの
- ⑧前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが不適当であると市長が認めるもの

広報川越について	
規格	A4判、平均24ページ
発行日	毎月1日(年12回)
発行部数	約168,000部 (発行月によっては増減する場合があります)
配布エリア	市内の全世帯、市民センター・公民館・図書館などの公共施設、市内の駅、ゆうちょ銀行川越店

掲載広告について	
色数・枠数	1号につき2色=3枠 4色=2枠
サイズ	1枠 縦49mm×横176mm(1段) (1枠を均等に2分割・3分割することも可能)
掲載場所	2色=「催し・募集」の最下段 4色=裏表紙の下半分

一緒に働こう！



市職員を募集

職員課 ☎224-5553 ☎225-2895

市職員を募集します。募集職種・募集期間など詳しくは市ホームページをご確認ください。



～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 会計年度任用職員を募集 学校給食課 ☎223-6035 ☎223-0935
給食手伝員、調理員を募集しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。
- 令和5年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132 ☎224-1933
テーマは「高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉の推進に係る事務の執行について」。同報告書について詳しくは、情報公開コーナー（東庁舎1階）・公民館・図書館・市ホームページで確認できます。
- スポーツ安全保険について スポーツ振興課 ☎224-6094 ☎224-8712
（公財）スポーツ安全協会では、令和6年度スポーツ安全保険の加入受け付けをしています。この保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動等が対象です。案内などを公民館・川越運動公園で配布しています。加入手続きはインターネットでの申し込みとなります。詳しくは、同協会 ☎03-5510-0033(携帯電話等から)または ☎0570-087109(固定電話から)にお尋ねください。
- 斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088
4月20日(土)午前10時～。対象は市内在住。定員10人程度。申し込みは電話で斎場。